

生まれ育った地域に恩返し。

おかやま孝行。

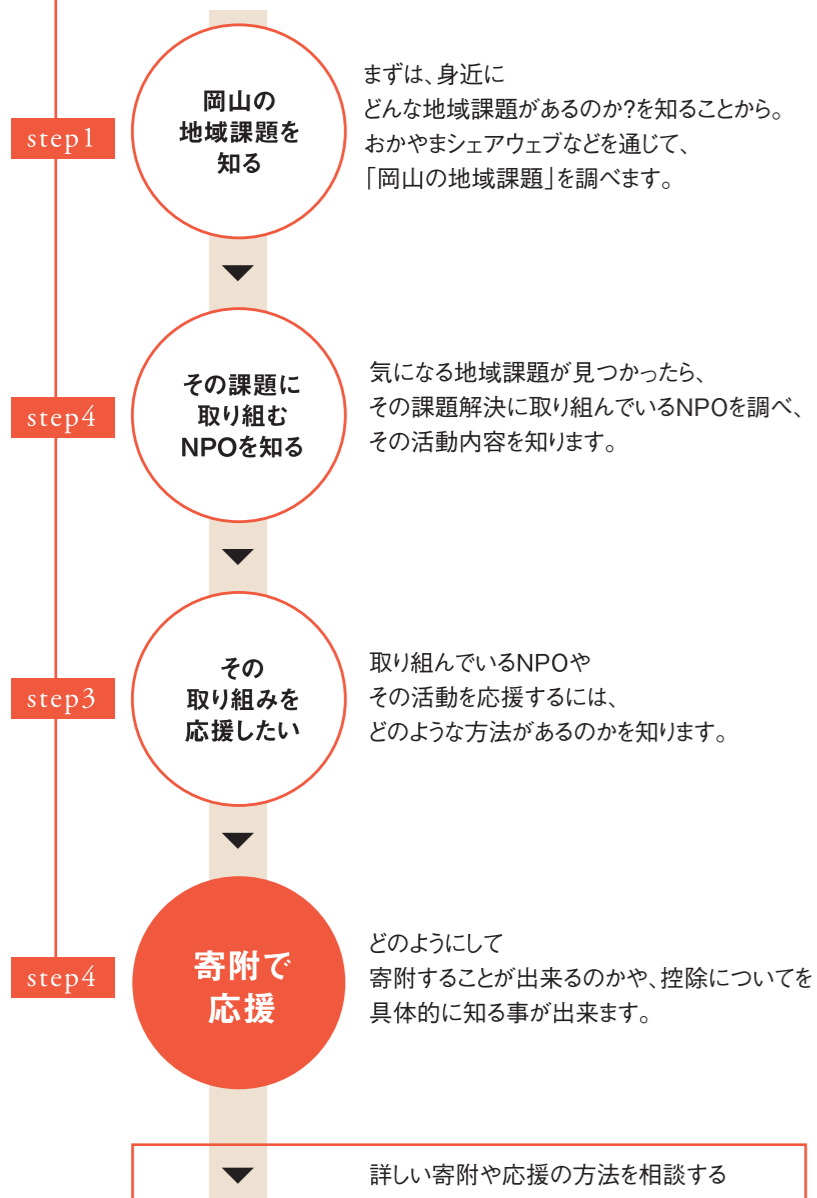
お世話になった地元は今、様々な課題を抱えています。
これからの第二の人生と、そして次世代のために、恩返しをはじめませんか。

Action!
Donation!
for Okayama



「寄附をしてみたい!」という 気持ちを実現するためのステップ。

具体的に寄附をしてみたいと思ったとき、
「どのようにすれば?」を解決するステップです。



寄附のご相談は、こちらまで



お問い合わせ・
ご相談は

「豊かな市民社会の実現」を目指して、NPO等の支援活動を行う中間支援NPO
特定非営利活動法人 **岡山NPOセンター TEL.086-206-2195** 寄附相談担当(石田)
〔平成24年度岡山県新しい公共の担い手育成支援事業〕受託団体
〒700-0822 岡山市北区表町1丁目4-64 上之町ビル3階 npokayama@gmail.com <http://www.npokayama.org>



写真提供 <http://akym.jimdo.com/>



おかやまに 恩返し。



なんとかやってこられたのは、
地元岡山のおかげだと思う。
だから、第二の人生を歩み始めた今、
ボランティアや寄附で
地域に恩返しできればと思う。

生まれ育った地域へ恩返し。
そして、次の世代のために。

定年退職そして第二の人生を歩む今、振り返ってみると、つまずいたり、遠回りしたり、明けない夜もあるのではないかと思ったことも。長くもあり短くもありの人生だったと感じる。だけさなんとかやってこられたのは、厳しくそして優しく支えてくれた人々や柔らかく育てくれた地域があったからこそだと、今、深い感謝の気持ちでいっぱいです。お世話になった全てに恩返しをしたい、そしてそのことが次世代の人たちが少しでも幸せに暮らせることに繋がっていけばと思います。私たちの暮らしは社会の進歩と同調し、発展してきました。しかし一方で今、少子高齢化、人口減少、いじめ、エネルギー問題、限界集落、震災など将来に何かしらの不安を抱えて生活しているように感じます。お世話になった地域にあるそんな様々な課題の解決や、これから起こってしまうと予測される地域課題の予防と対策のための取り組みに参加、応援し、少しでも恩返しできればと思っています。

さまざまな課題を抱える、「お世話になった地元」。 だからこそ、ボランティアや寄附で恩返しをたい。

例えば、買い物難民、高齢者や障がい者の就労支援、子育てのサポートなど、生活に密着した課題は多岐にわたっており、行政で対応しきれないことも沢山あります。

岡山でも多くのNPOや市民団体が地域の課題解決、生活者の幸せを守るためにさまざまな活動を積極的に行っています。“応援する人を応援する”という選択も、「よりよい社会の実現」をめざすことにつながります。

Action!
Donation!
for Okayama



気になる地域の社会課題。 どんな支援が必要か、知ることからはじめませんか。

ご自身の定年後に
若い人達が
働くための支援

子育てを
しやすい社会に
していくための支援

年配の人達にとって
明るい生活を
実現していく支援

外国人が
働く・暮らしやすい
地域になる支援

障がいをもつ方々、
その家族が生活補助を
受けられるための支援

環境やエネルギーの
ことを考え、エコロジーに
暮らすための支援

この他にも、
地域にはさまざまな課題が
増えています。
そうした課題を紹介する
ウェブサイトもあります。
詳しくはこのパンフレットの
後半をご覧ください。



つながる。おかやま。
つくる。みらい。

第二の人生を歩みはじめた今、ボランティアや寄附で地域に恩返し。

「寄附」という方法で地域の地域貢献に関わる。

実際に寄附を通じて、地域の課題解決を応援する方々に、寄附に託した想いについて、お話をうかがってみました。

長年、土木業界で仕事をしており、早期退職後OB技術者の力を役立てるため、NPO法人を設立しました。

技術者の派遣や環境等の調査を行っていますが、自分たちの経験が活かせる場があることに、会員は喜びを感じています。そうした活動をしていることもあり、市民コミュニティ財団設立の寄附をさせていただきました。特にこれからの時代、地域のためにも個人のためにもNPO活動が大変重要だと感じており、またそうした活動の資金難も感じておりましたので、公益活動へ資金循環する仕組みを応援したくて寄附しました。

また、今後は、テーマ基金(※)などもつくってみたいと思っています。特にインフラの長寿命化のことなどいままでも仕事で取り組んでいて問題意識を感じている分野などの基金をつくり、その基金で地域の課題解決を促すことが出来ればと思っています。

自分の経験と興味を活かした寄附

諏訪部 正さん(1950年生まれ)



※テーマ基金：寄附者の希望により、助成分野を決めることが出来る基金



母校の大学OBとして、学生の修学支援のために寄附

湯浅 一郎さん(1942年生まれ)

昭和41年に岡山大学を卒業し、岡山大で公務員として仕事をまいりました。現職の時代から公私にわたり、新規事業のたちあげや地域団体の活動で寄附集めをすることもありました。平成20年に岡山大学21夢基金がたちあがったとの連絡をうけ、OBとして岡山大学によくなってもらいたいと思い、6年間の申し込みをしました。私は特に、学生の修学を支援するための事業への活用を希望しました。今年、来年度からの継続の申し込みも改めて行いました。その他、地域の活動や団体へ毎年いくつか寄附をしております。自分自身でも経験しておりますが、活動するためには資金も重要になります。少しでも役立ててもらえればと思っています。



「割り勘で夢をかなえよう！」事業指定助成プログラム※に夫婦で寄附

妹尾 南平さん(1950年生まれ)／妹尾 佳代さん(1952年生まれ)

(南平さん)高校教師をしていましたが、今は退職し、農業をしています。「割り勘で夢をかなえよう！」で「命の授業－書籍化プロジェクト－」や「だっぴ50×50～若者の多様な働き方との出会い～」などいくつかの事業に寄附をしました。自分が取り組んでいない分野だからこそ期待感があり、また退職したから余計、一生懸命に取り組んでいる人を応援したいと思い、寄附をしました。

(佳代さん)フードバンクと避難母子支援の事業に寄附させ

ていただきました。テレビや新聞で見て、既に知っている取組み(課題)であり、内容が分かるからこそ、自分も関われると思ひ、応援させてもらいました。特に被災地の母子やDVに関する事など自分が気になっていたことの活動が応援出来てよかったです。

寄附先を決めるときに、夫婦で特に相談はせず、それぞれの思いで決めました。「もう書いたよ」とか「今日振込よ」とか話しながら、それぞれに楽しみ決めました。今後も「割り勘」事業で好きな事業を応援したいと思っています。

※事業指定助成プログラムとは、申請者が事業提案を行い、採択された様々な事業がカタログとなり、寄附者は実現してほしい事業を選んで寄附をする仕組み。事業成果は申請者から寄附者へ報告される、自分がした寄附に対して参加の実感を得やすい仕組みで、「財団法人みんなで作る財団おかやま」が実施している。

You can choose the way for your donation.

あなたの寄附で地域課題の解決を支援してみませんか。

納得感をもって楽しく寄附をするために、右の3つの方法を提案します。

donation: 01

記念日にあわせて寄附したい。

個人的な節目や会社の節目。
大事な日の記念に寄附をしたい方へ。

例えば、金婚式や還暦、お孫さんの誕生。
または、お店の創業記念日や周年記念にあわせて、
地元への感謝の気持ちを寄附で表現しませんか。

donation: 02

しっかり選んで寄附したい。

解決したい課題や応援したい活動を選んで寄附したい方へ。

団体を選ぶ…支援したいNPOや地域づくり団体を選んで寄附をする。

解決したい地域課題を選ぶ…問題意識や関心がある地域課題を選んで寄附をする。

プロジェクトを選ぶ…さまざまな人が参画しているプロジェクトを選んで寄附をする。

donation: 03

継続的に寄附したい。

地域の課題解決や困っている人たちに継続的に寄附で支援したい方へ。

財産を定期的に還元する…
毎年の定額寄附、
相続や遺贈財産を寄附する。

地元・岡山には 解決しなければならない 課題があります。

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化などに伴い、例えば、買い物や医療・福祉に困る中山間地域や、孤独な子育てに悩む人、仕事に就けない若者や障がい者など、さまざまな課題が発生しています。こうした、行政だけでは解決できない課題の一部を、紹介します。

まち・むら

就業率(岡山県)
平成22年度 **54.1%**

岡山県の15歳以上の就業率は54.1%

平成17年度の国勢調査の都道府県平均値は56.0%、岡山県は55.7%とほぼ平均となっていました。しかし、平成22年度の調査では54.1%となっています。(就業率=15歳以上就業者数/15歳以上人口で算出)就業率は、全国的に毎年低下の傾向にあり、今までのようなフルタイムでの勤務が難しい人もますます増えていくことが考えられます。

子ども

100人
およそ100人に1人が不登校

100人あたりの数字で考えた場合、岡山県の不登校児は全国で3番目に多いこととなります。

不登校の要因は、友達関係・家庭環境など、様々なことが考えられます。子どもたちの心をしっかりと受け止め、しっかりと話し合い、子どもたちが安心して生活できる環境をつくりだしていくことが望まれます。

働き方

半分以上の橋梁が
仮設後
50年以上に

**20年後には
半分以上の橋梁が
架設後50年以上**

岡山県内の国道・県道の橋梁数は5,156橋(平成23年4月1日現在)。そのうち15m以上の橋梁で岡山県が管理するのは956橋、現在建設後50年以上経過した橋は1割程度ですが、20年度には半分以上の橋梁が50年以上経過します。

トンネルの崩落事故もありましたが、高度経済成長期に建設されたインフラの維持を考えなければなりません。

お年寄り

75歳以上の単身
42,613世帯

**75歳以上、
単身で暮らす人
は42,613世帯**


平成22年国勢調査によると、岡山県に暮らす75歳以上の人のうち、単身世帯は42,613世帯となっています(75歳以上の世帯の約17%)。特に高齢者においては、介護が必要となった場合に頼れる人が身近にいないなどの不安があり、世帯を超えて支えあう仕組みをつくることが求められています。

この他にも
さまざまな岡山の
地域課題があります。
詳しくは

OKAYAMA SHARE WEB
おかやまシェアウェブ

おかやまシェアウェブ 検索

<http://okayama-share.jp/>




調べてみよう。

- 今ある、岡山の課題を数字で分かりやすく知ることができます。
- 岡山の地域課題を様々な視点(人口、福祉、災害、子育て等)から知ることができます。
- 活躍するNPOを様々な角度から探すことができます。

寄附してみよう。

「おかやまシェアウェブ」内の各NPO紹介ページの右上に「募金をする」ボタンがある場合は、インターネット上よりその団体に寄附をできるページに移動します。(クレジットカード決済)また、その他の団体へも寄附をできる仕組みを準備中です。



この団体に
募金をする

寄附に対する税の優遇制度。

平成23年度の税制改正の中で、所得税の税額控除制度など寄附の優遇制度が導入されました。認定NPO法人と公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人のうち、一定の条件をクリアした法人への寄附が税額控除を受けられるようになりました。

所得税

従来の「所得控除方式」に加え「税額控除方式」が選択できるようになりました。

個人が、公益社団法人・公益財団法人・認定NPO法人に対し、2,000円を超える寄附を行った場合、所得から寄附した額を差し引くことができます。これを「所得控除方式」といいます。

平成23年度からの新しい制度では、一定の要件を満たした公益社団法人・公益財団法人・認定NPO法人への寄附については、所得からではなく、税額から控除することができるようになりました。

所得税の寄附金控除の計算式

- 所得控除方式の場合 (1年間の寄附額-2,000円)を所得から引ける
 - 税額控除方式の場合 (1年間の寄附額-2,000円)×40%を税額から引ける
- ※所得控除は、総所得金額の40%が限度。 ※税額控除は、所得税額の25%が限度。

例 実際に計算をしてみましょう。

■年間所得200万円(所得税率10%)の人が5万円を寄附した人の場合

「所得控除方式」…(50,000円-2,000円)×10%=4,800円

「税額控除方式」…(50,000円-2,000円)×40%=19,200円 (A)

年間所得が1,800万円未満の人は税額控除方式を選択した方が有利になります。

住民税

地域で活動する公益社団法人・公益財団法人・認定NPO法人へ寄附すると住民税(県民税・市町村民税)が軽減されます。

公益社団法人・公益財団法人・認定NPO法人へ行った1年間の寄附金の合計額から、下記の計算式によって算出した金額が、住民税の税額控除の対象になります。県民税と市町村民税の額からそれぞれ控除されますが、条例で寄附金控除の対象に指定されている必要があります。

また、地域で活動するNPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、県または市町村が個別に条例で指定することで住民税の税額控除の対象にできるようになりました。

住民税の税額控除

- 県民税…(寄附額-2,000円)の4%
 - 市町村民税…(寄附額-2,000円)の6%
- ※寄附した団体が、市町村の条例で控除の対象として指定されている場合

例 実際に計算をしてみましょう。

■5万円を寄附した人の場合

県民税…(50,000円-2,000円)×4%=1,920円

市町村民税…(50,000円-2,000円)×6%=2,880円

合計**4,800円(B)**が、住民税から控除されます。

例 5万円の寄附をした人の所得税と住民税の控除額をあわせると…

19,200円(A) + 4,800円(B) = 24,000円 ← 寄附した金額の半分が戻ってきます!

相続税

寄附した遺産には相続税がかかりません。

相続または遺贈により取得した財産の一部または全部を、公益社団法人・公益財団法人・認定NPO法人に寄附した場合、一定の要件を満たせば、寄附した財産には相続税が課税されません。

詳しくは、税務署へお問い合わせください。また、税理士へのご相談もおすすめます。